

精神保健福祉センター所報

令和3年度

広島市精神保健福祉センター

は じ め に

新型コロナウイルス感染症が我々の生活に多大な影響を及ぼし始めてから 3 年近くが経過しました。ようやくマスクを外しての生活が戻る兆しが見えていますが、この数年間に生活様式やコミュニケーションの手法も大きく変化しており、人間のこころへの影響がこの先どのような形で表れてくるのか、注目する必要があります。また、世界を見ると戦争や災害のニュースが連日報道されており、私たちの生活にも少なからず影響を及ぼしています。そのような中で、当センターではこまやかな相談を通じ、安心・信頼できる繋がりを構築していく必要があると考えています。

当センターでは、令和 2 年度から、依存症相談拠点を設置し、相談機能の強化や関係機関との連携体制を構築するなど依存症に関する一層の支援体制の整備、推進強化を行い、また、令和 3 年度から新たに「家族のための依存症教室」を開始し、依存症に関わる家族の学びの場を提供しています。

ひきこもりに関する問題では、いわゆる「8050 問題」に加え、コロナ禍での自粛生活から社会復帰に難しさを抱える若年層への支援も必要性を増しています。このため、「ひきこもり支援者研修」のほか、教育委員会との共催で行っている「思春期精神保健専門研修会」でも、ひきこもりをテーマに研修を行いました。

この他、うつ病・自殺（自死）対策では、令和 4 年度から「広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第 3 次）」がスタートしています。引き続き関係機関の皆様方と協力しながら地域における精神保健の向上及び精神障害者の福祉の充実に努めていきたいと考えています。

令和 4 年 10 月 1 日から所長に就任いたしました。これからも当センターの伝統を守りながら、皆さまに安心していただけるよう、業務に従事していきたいと思っております。

今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 2 月

広島市精神保健福祉センター

所 長 朝 枝 清 子

目 次

第1 概 要

1 沿 革	1
2 施設の概要	3
3 組織及び職員	4
4 予 算	5

第2 事業実績

1 センター事業	7
(1) 精神保健福祉相談	7
(2) 技術指導及び技術援助	13
(3) 教育研修	15
(4) 普及啓発	20
(5) 組織育成	22
(6) 特定相談指導事業（再掲）	23
(7) うつ病・自殺（自死）対策（再掲）	26
(8) 災害・新型コロナウイルス感染症対応支援（再掲）	30
(9) 依存症対策推進事業（再掲）	32
(10) 調査研究	34
(11) 企画立案	34
(12) その他の会議	35
2 診 療	36
(1) 概 要	36
(2) 性別・診断名別状況	37
(3) 重ね着症候群	38
(4) 集団精神療法	39
(5) 心理検査	39
3 デイケア事業	40
(1) 概 要	40
(2) 実施状況	42
(3) 相 談	43
(4) 社会資源をまなぶ会	43
(5) 家族のつどい	44
(6) 精神科デイケア施設従事者研修会	45
4 精神医療審査会	46
5 精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担	47

第3 資 料

条例及び規則	49
--------------	----

第 1 概 要

1 沿 革

昭和 58 年 4 月 1 日	現在地（広島市中区富士見町 11-27）に衛生局中保健所の出先機関として「広島市精神衛生指導センター」を開設 職員 6 人体制（うち保健所兼務 3 人を含む。）
昭和 58 年 6 月 28 日	診療所の開設許可を受ける。
昭和 58 年 7 月 1 日	事業開始
昭和 60 年度	職員 5 人体制（うち中保健所兼務 2 人を含む。）
昭和 61 年度	職員 6 人体制（うち中保健所兼務 3 人を含む。）
昭和 62 年 4 月 1 日	機構改革により、衛生局健康管理課の出先機関となる。
昭和 63 年度	職員 5 人体制 健康管理課において「広島市精神保健対策協議会」を設置し、精神保健指導センターの拡充整備を含む広島市の精神保健対策について検討を開始
平成元年度	施設名称を「広島市精神保健指導センター」に変更 広島市精神保健対策協議会から精神保健指導センターの拡充整備について中間報告 改築基本設計
平成 2 年度	改築実施設計
平成 3 年度	施設の仮移転（移転先：中区国泰寺町 1-4-15） 現在地において解体工事、建設工事着工
平成 4 年度	拡充整備に伴う準備要員 5 人を健康管理課に配置
平成 5 年 3 月 15 日	新施設竣工
平成 5 年 4 月 1 日	新施設開所 機構改革により、衛生局の出先機関となる。 職員 21 人体制
平成 5 年 7 月 1 日	保険診療開始
平成 5 年 12 月 1 日	精神科デイケア施設（大規模）の承認を受ける。
平成 8 年 4 月 1 日	施設名称を「広島市精神保健福祉センター」に変更 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める大都市の特例に関する規定の施行に伴い、同法の精神保健福祉センターとする。）
平成 9 年 4 月 1 日	機構改革により、社会局の出先機関となる。

平成 14 年 4 月 1 日	法改正により、精神医療審査会の事務並びに精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳申請に係る専門的判定等の事務の移管を受ける。
平成 18 年 4 月 1 日	職員 22 人体制 障害者自立支援法の施行に伴い、通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に変更 精神科ショートケア施設（大規模）の承認 （精神科ショートケア制度新設）
平成 19 年 5 月 1 日	職員 24 人体制
平成 20 年 4 月 1 日	職員 23 人体制 機構改革により、健康福祉局の出先機関となる。
平成 23 年 4 月 1 日	職員 22 人体制
平成 24 年 4 月 1 日	職員 24 人体制
平成 25 年 4 月 1 日	職員 24 人体制
平成 26 年 4 月 1 日	職員 25 人体制
平成 27 年 4 月 1 日	職員 25 人体制
平成 28 年 4 月 1 日	職員 25 人体制
平成 29 年 4 月 1 日	職員 24 人体制 精神保健福祉課とともに、広島市自殺（自死）対策推進センターを設置・運営。
平成 30 年 4 月 1 日	職員 25 人体制
平成 31 年 4 月 1 日	職員 26 人体制
令和 2 年 4 月 1 日	職員 33 人体制 依存症相談窓口設置のため職員増員。
令和 3 年 4 月 1 日	職員 33 人体制

2 施設の概要

所在地 広島市中区富士見町 11 番 27 号

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

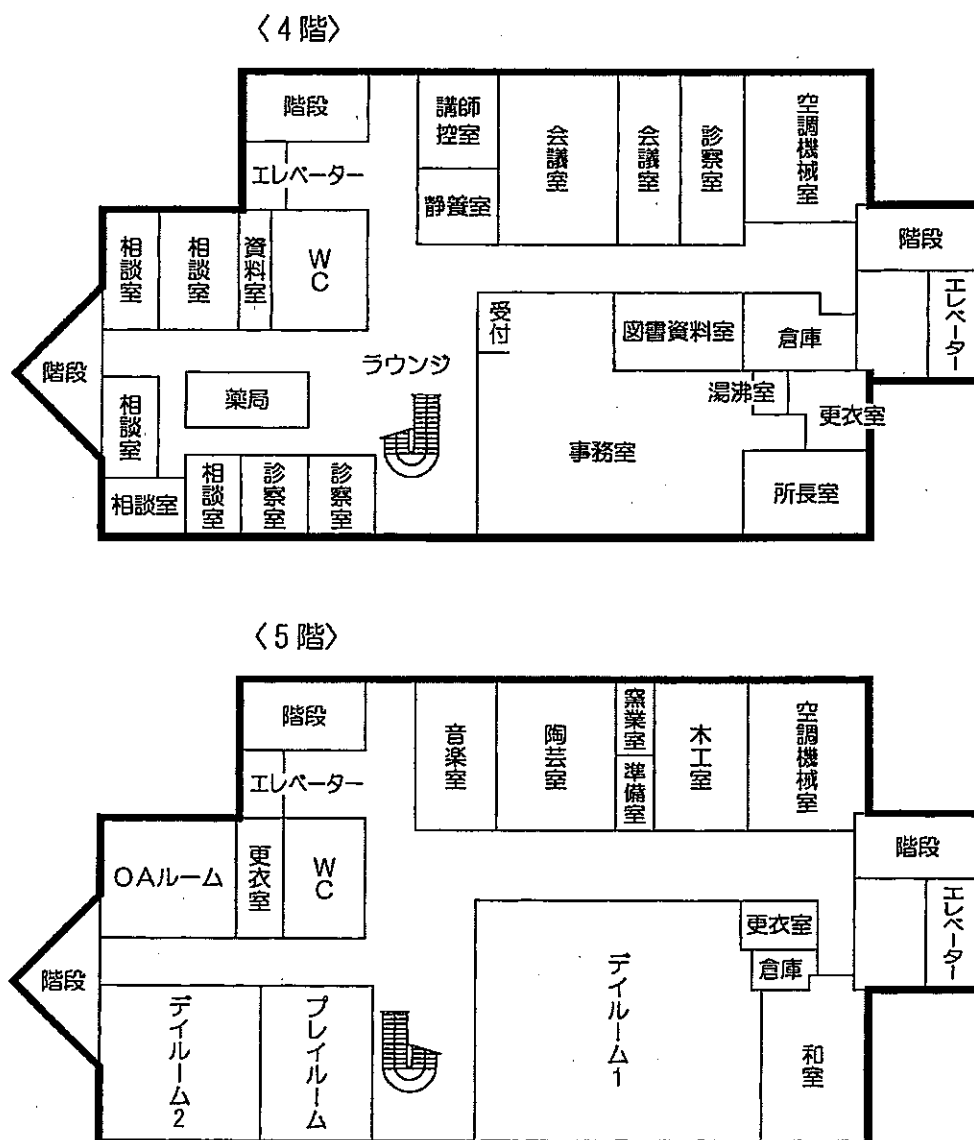
地上 10 階地下 1 階建の 4 階～5 階部分

敷地面積 2,416.65 m²

建築面積 2,018.65 m²

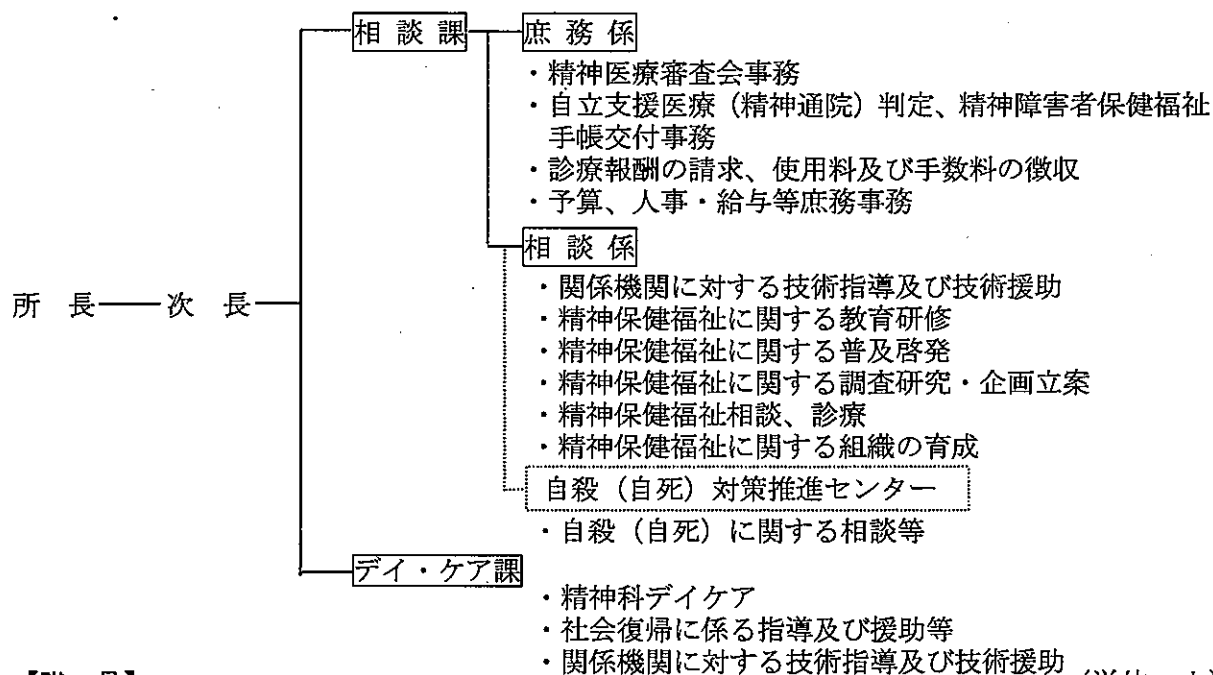
延床面積 2,775.73 m²

【施設平面図】



3 組織及び職員 (令和3年4月1日現在)

【組織】



【職員】

(単位：人)

職 名 / 区 分		職 種					計
		事 務	医 師	作業療法士	心理療法士	保 健 師	
所 長	長		1				1
次 長	長	1					1
相談課	課 長					1	21
	庶務係	課長補佐（事）庶務係長	1				
		主 事	5				
		会計年度任用職員	2				
	相談係	課長補佐（事）相談係長				1	
		専 門 員	1				
		心 理 療 法 士			1		
		保 健 師				4	
		自殺（自死）対策専門相談員				2	
		会計年度任用職員				3	
デイ・ケア課	課 長		1				10
	課長補佐（事）主任					1	
	主 査	1					
	保 健 師					3	
	心 理 療 法 士				2		
	作 業 療 法 士			1			
	会計年度任用職員			1			
計		10	3	2	3	15	33

(注) 上記職員の他、非常勤の嘱託医が5名

4 予 算

(1) 歳入 (当初)

(単位：千円)

区 分	2 年度	3 年度	4 年度
セ ン タ ー 使 用 料	25,019	22,840	22,410
デ イ ケ ア 使 用 料	37,841	28,647	29,642
診 断 書 料 そ の 他 証 明 手 数 料	391	391	367
国 庫 補 助 金 等	6,288	6,429	6,235
市 債	5,200	6,000	1,500
計	74,739	64,307	60,154

(2) 歳出 (当初)

(単位：千円)

区 分	2 年度	3 年度	4 年度
管 理 運 営	18,918	19,112	19,079
維 持 補 修	1,236	230	230
保険衛生施設設備整備	7,110	11,817	0
セ ン タ ー 事 業	9,378	10,240	8,995
デ イ ケ ア 事 業	8,052	8,095	7,893
うつ病・自殺予防対策	261	240	240
自殺対策緊急強化事業	1,363	1,968	1,302
精 神 障 害 者 ス ポ ー ツ 交 流 事 業	279	270	261
自立支援医療費支給認定等事業	5,189	4,985	4,985
精神障害者保健福祉手帳判定審査・交付	3,053	3,009	2,919
精 神 医 療 審 査 会	7,306	7,334	7,132
被災者支援こころのケア事業	352	0	0
依存症対策推進事業	1,253	1,077	973
新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業	-	98	304
そ の 他	537	1,428	1,742
計	64,287	69,903	56,055

(注) 人件費及び賃金は除く。

第2 事業実績

1 センター事業

(1) 精神保健福祉相談

精神保健福祉センターでは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものへの対応を行っている。

精神保健福祉相談では、精神保健福祉全般に関する相談を電話と面接により実施している。

ア 電話相談

(ア) 相談件数

(単位：件)

区分	31 年度	2 年度	3 年度
件数	3,557	3,536	3,633

(イ) 相談内容別状況

(単位：件，％)

相談内容	件数	構成比	相談内容	件数	構成比
日常生活に関すること	841	23.1	社会復帰に関する問題	24	0.7
心身の不調	814	22.4	ひきこもり	22	0.6
家族関係の問題	306	8.4	発達障害	19	0.5
病気の治療に関すること	207	5.7	性に関する悩み	16	0.4
性格・対人関係の問題	190	5.2	DV	15	0.4
職場の問題	117	3.2	自死遺族等の相談	13	0.4
精神的な病気の疑い	112	3.1	老人性認知症	8	0.2
経済・福祉に関すること	99	2.7	PTSD	5	0.1
アルコール依存	87	2.4	家庭内暴力・非行・反社会的問題	4	0.1
ギャンブル依存症	53	1.5	性被害・犯罪被害	2	0.1
自殺関連（自殺念慮等）	52	1.4	摂食障害	2	0.1
その他の嗜癖・依存の問題	49	1.3	高次脳機能障害	2	0.1
子どもの発達・発育上の問題	35	1.0	虐待	1	0
薬物依存	27	0.7	てんかん	1	0
近隣とのトラブル	27	0.7	その他	459	12.6
不登校・学校不適応	24	0.7			
計				3,633	100

(注) 相談内容については、主たる相談内容についてのみ計上している。

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(ウ) 処遇状況

(単位：件，％)

区分		件数	構成比
傾聴		1,838	50.6
助言指導		1,198	33.0
情報提供		221	6.1
他機関に紹介	保健センター	57	1.6
	医療機関	74	2.0
	福祉機関	2	0.1
	教育機関	2	0.1
	他の相談機関	43	1.2
	その他	29	0.8
面接相談予約		90	2.5
途中で切れる		79	2.2
計		3,633	100

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

イ 面接相談

面接相談は予約制で、係員が事前に電話で相談概要を聴取した上で対応している。

(ア) 相談件数

(単位：件)

区分	31年度	2年度	3年度
新規相談	171	141	116
延件数	537 (24)	447 (13)	376 (14)

(注) () はダイケアの受理面接及び見学であり、内数である。

(イ) 年齢・男女別状況（新規相談）

(単位：件，％)

区分	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
男	6	15	23	12	11	12	79
女	2	5	5	7	6	12	37
計	8	20	28	19	17	24	116
構成比	6.9	17.2	24.1	16.4	14.7	20.7	100

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(ウ) 地域別状況 (新規相談)

(単位：件，％)

区分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	市外	計
件数	34	19	13	14	16	7	3	7	3	116
構成比	29.3	16.4	11.2	12.1	13.8	6.0	2.6	6.0	2.6	100

(エ) 就学・就労状況 (新規相談)

(単位：件，％)

区分		件数	構成比
在 学	高 等 学 校	4	3.4
	専 門 学 校	0	0
	大 学	6	5.2
	そ の 他	2	1.7
在 職		36	31.0
休 職		3	2.6
パ ー ト ・ ア ル バ イ ト		10	8.6
無 職		43	37.1
専 業 主 婦 (夫)		4	3.4
不 明		8	6.9
計		116	100

(オ) 来所者 (新規相談)

(単位：件，％)

区分	本人	本人と家族	家族	その他	計
件 数	39	26	51	0	116
構成比	33.6	22.4	44.0	0	100

(カ) 相談内容別状況（新規相談）

(単位：件，％)

相談内容	件数	構成比	相談内容	件数	構成比
ギャンブル依存	20	17.2	不登校・学校不適応	1	0.9
アルコール依存	18	15.5	自殺関連（自殺念慮等）	1	0.9
D C利用のための相談	12	10.3	自死遺族等の相談	1	0.9
精神的な病気の疑い	12	10.3	社会復帰	1	0.9
薬物依存	11	9.5	職場の問題	1	0.9
その他の嗜癖・依存の問題	8	6.9	D V	1	0.9
心身の不調	7	6.0	D C見学のみ	0	0
発達障害	6	5.2	性格・対人関係の問題	0	0
家族関係の問題	5	4.3	近隣トラブル	0	0
ひきこもり	3	2.6	老人性認知症	0	0
病気の治療に関すること	2	1.7	災害	0	0
家庭内暴力	2	1.7	その他	2	1.7
経済・福祉に関すること	2	1.7			
計				116	100

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(キ) 処遇状況（新規相談）

(単位：件，％)

区分		件数	構成比
終	了	17	14.7
経	過 観 察	18	15.6
相	談 継 続	42	36.2
外	来 紹 介	17	14.7
他機関に紹介	保 健 セ ン タ ー	4	3.4
	医 療 機 関	14	12.1
	福 祉 機 関	0	0
	そ の 他 機 関	4	3.4
計		116	100

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

ウ 所外相談

(単位：件)

区分	件数	計
こころの健康よろず相談	30	89
新型コロナ関連、クラスター発生施設職員への集団面接	33	
新型コロナ関連、宿泊療養者、クラスター発生職員への Web による個別相談	26	

エ 青年期ひきこもり家族グループ（再掲）

平成5年度から、ひきこもりの子をもつ家族のグループミーティングを実施している。

日 時：月2回（1回90分）

場 所：広島市精神保健福祉センター

対象者：ひきこもりの子を持つ家族で、当センターの医師が参加を認めた者

(ア) 実施状況

(単位：回, 人)

区分	31 年度	2 年度	3 年度
実 施 回 数	19	16	15
参加者（延）	169	105	97

オ 精神科医師によるひきこもり相談（再掲）

ひきこもりの背景には、精神疾患を有するなど精神科的要因があることが少なくない。精神科医師による面接機会を設けて精神科的見立て等を行うことにより、ひきこもり状態にある者への援助を効果的にすすめることを目的に実施している。

日 時：毎月第2火曜日

対象者：広島市内在住の概ね18歳以上の本人又は家族

（精神科等で治療を受けていない人に限る）

(ア) 実施状況

(単位：回)

区分	31 年度	2 年度	3 年度
実施回数	11	12	3

※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため実施回数が減っている。

(イ) 年齢・男女別状況

(単位：人)

区分	～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	計
男	0	1	1	0	0	2
女	0	0	0	1	0	1
計	0	1	1	1	0	3

(ウ) 来所者

(単位：件)

区分	本人	本人+家族	親	その他	計
件数	0	0	3	0	3

カ 精神科医師による依存症相談（再掲）

アルコール健康障害対策基本法、薬物使用者等に対する刑の一部執行猶予制度の施行、ギャンブル依存症対策基本法など依存症対策の重要性が社会的に認知されるようになり、当事者やその家族に対する支援の必要性が高まっている。依存症対策の一環として、当センターでは平成 27 年度から精神科医師による依存症相談を行っている。

日 時：毎月第 2 木曜日

対象者：広島市内在住の概ね 18 歳以上の本人又は家族

(原則、精神科等で治療を受けていない人に限る)

(ア) 実施状況及び相談内容

(単位：回, 件)

区分		31 年度	2 年度	3 年度
実施回数		11	8	6
相談内容	アルコール	9	6	7
	ギャンブル	7	7	3
	薬 物	0	0	0
	その他	3	0	0
計		19	13	10

(イ) 年齢・男女別状況（対象者）

(単位：人)

区分	～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳～	計
男	0	2	3	0	3	2	10
女	0	0	0	0	0	0	0
計	0	2	3	0	3	2	10

(ウ) 来所者

(単位：件, %)

区分	本人	本人と家族	家族	計
件数	1	3	6	10
構成比	10	30	60	100

(注) 表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉を推進するため、市内8区の保健センター、教育機関、福祉機関等に対して、専門的立場から技術指導及び技術援助を行っている。

ア 保健センターに対する技術指導及び技術援助

(単位：回, 件)

区分	対象	回数	件数	従事者	方法
個別相談	保健センター職員	69	69	医師 保健師 心理療法士	電話・訪問・来所
事例検討	精神保健福祉相談員等	22	43	医師 保健師 心理療法士	スーパービジョン
社会復帰クラブ	精神保健福祉相談員	2	2	保健師 心理療法士 作業療法士	プログラム従事
家族会 (組織育成に再掲)	精神保健福祉相談員	3	4	保健師	交流会等従事
新型コロナウイルス感染症関連	保健センター職員	7	7	医師 保健師	スーパービジョン
計		103	125		

イ 教育機関に対する技術指導及び技術援助

(単位：回, 件)

区分	対象	回数	件数	従事者	方法
個別相談	高校教諭、養護教諭 教育委員会職員等	6	7	医師 保健師 心理療法士	電話・訪問・来所
市立高校精神保健連絡会	市立高校教諭	0	0	医師 心理療法士	スーパービジョン
ひきこもりへの支援に関する事例検討会	広島市教育委員会事務局職員等	2	16	心理療法士 保健師	訪問
計		8	23		

ウ 精神障害者支援施設等に対する技術指導及び技術援助

(単位：回, 件)

区分	対象	回数	件数	従事者	方法
施設支援	施設職員等	8	8	保健師 作業療法士 心理療法士	訪問
個別相談	施設職員等	2	2	保健師	電話・訪問・来所
計		10	10		

エ 福祉機関に対する技術指導及び技術援助

(単位：回, 件)

区分	対象	回数	件数	従事者	方法
個別相談	福祉関係職員	96	98	保健師	電話・訪問・来所
事例検討	福祉関連職員	7	20	医師 保健師 心理療法士	スーパービジョン
新型コロナウイルス 感染症関連	福祉関係職員	41	41	医師 保健師 心理療法士	電話・訪問・Web
計		144	159		

オ その他

(単位：回, 件)

区分	対象	回数	件数	従事者	方法
個別相談	関係機関職員	26	26	保健師	電話・訪問・来所
医療観察法ケア会議	保護観察所等	9	9	保健師 心理療法士	訪問
新型コロナウイルス 感染症関連	宿泊療養施設職 員等	56	59	医師 保健師 心理療法士	電話・訪問 Web・メール
計		91	94		

(3) 教育研修

専門知識の習得及び技術の向上を図るため、保健センター等で精神保健福祉業務に従事する職員等に対して専門研修を行っている。

ア 研修会

《新任精神保健福祉従事者研修会》

対象者：新任精神保健福祉相談員、嘱託職員など

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
4月6日(水)	精神医療審査会について 精神保健福祉手帳について 自立支援医療について 精神障害者への接し方 障害福祉サービスについて	保健師 事務職員	31人

《精神保健福祉相談員研修会》

対象者：精神保健福祉相談員

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
8月30日(月)	家族会への支援について	Office 夢風舎 舎長 土屋 徹	11
10月29日(金)	依存症相談対応の実際について「処方薬依存・買い物依存の理解と支援」	KONUMA 記念依存ところの研究所 所長 加賀谷 有行 瀬野川病院 外来看護師 川田 英志	11
2月2日(水)	事例検討会	広島精神分析クリニック 院長 衣笠 隆幸	※中止

※2月2日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止となる。

《精神保健福祉基礎研修会》

対象者：本市職員

(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
6月14日(月) ～7月9日(金)	精神保健福祉総論 ～心の病気の理解のために～(前編) ※eラーニング研修	センター医師	190
7月20日(火) ～8月13日(金)	精神保健福祉総論 ～心の病気の理解のために～(後編) ※eラーニング研修		118
10月19日(火)	パーソナリティ障害について		19
11月22日(月)	心の発達～乳幼児期・思春期を中心に～		18
12月7日(火)	気分障害・統合失調症について		27
2月8日(火)	発達障害について		※中止

※2月8日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止となる。

《思春期精神保健専門研修会》（Web 開催）

対象者：市内小・中・高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員養護教諭等
思春期の精神保健に関する相談を受ける機会のある関係者

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
8月5日（木）	ゲーム障害の予防と対応	久里浜医療センター 主任心理療法士 三原 聡子	64人

《自死遺族等支援研修会》（Web 開催）

対象者：市内のうつ病、自死に関する相談を受ける機会のある関係職員

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
2月28日（月）	自死遺族支援の取組みの実際と課題	NPO 法人自死遺族支援 ネットワーク Re 代表 山口 和浩	9人

《自死遺児支援研修会》（Web 開催）

対象者：市内小・中・高等学校等教職員及び自死に限らず遺児に関わる機会のある関係者

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
10月3日（日）	「子どものいのちを守るために ～コロナ禍の子どもの自殺の急増を考える～」	中央大学人文科学研究所 客員研究員 高橋 聡美	23人

《うつ病・自殺（自死）対策相談機関職員研修会》

対象者：精神保健福祉相談員、保健師、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員、ケースワーカー、カウンセラー、債務関係職員、弁護士、いのちの電話相談員など
(単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
8月4日（水）	うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議（事例検討会）（Web）	ほうゆう病院 精神科医師 寺本 勝哉	17
10月19日（火）	ゲートキーパープレ講習①（Web）	安田女子大学心理学部現代心理学科 教授 金坂 弥起	63
2月24日（木）	ゲートキーパープレ講習②（Web）	安田女子大学心理学部現代心理学科 教授 金坂 弥起	27
9月3日（金）	ゲートキーパー研修（基礎編①）（Web）	広島大学保健管理センター 教授 岡本 百合	68
1月21日（金）	ゲートキーパー研修（基礎編②）（Web）	ふたば病院 院長 高見 浩	中止
12月17日（金）	ゲートキーパー研修（実践編）	広島修道大学健康科学部心理学科 教授 内野 倂司 広島大学保健管理センター 講師 黄 正国	24

《うつ病・自殺（自死）対策医療機関スタッフ研修会》（Web 開催）

対象者：医療機関等に従事する看護師等のコメディカルスタッフ

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
2月10日(木)	医療現場におけるうつ病の早期介入と自殺予防 ～メンタルヘルス・ファーストエイドの理解と活用～	九州大学病院精神科神経科 講師 加藤 隆弘	21人

《災害時のメンタルヘルス研修会》（Web 開催）

対象者：被災者支援にかかわる機会のある関係者

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
9月16日(木)	災害時のこころのケア	兵庫県こころのケアセンター センター長 加藤 寛	35人

《ひきこもり支援者研修》（Web 開催）

対象者：ひきこもり問題の相談支援機関関係者

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
11月22日(月)	ひきこもりの家族支援	宮崎大学教育学部 教授 境 泉洋	74人

《依存症支援者研修》（Web 開催）

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
10月8日(金)	ギャンブル依存症を知る ～回復につながる支援のヒント～	公益財団法人ギャンブル依存症問題を考える会 代表 田中 紀子	48人
10月22日(金)	ギャンブル依存症の支援 ～SAT-G ライトの活用について～	島根県立心と体の相談センター 精神保健福祉士 佐藤 寛志	47人

《精神科デイケア施設従事者研修会》

対象者：デイケア施設従事者

新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止となる。

《グループ療法的デイケア研究会》

対象者：デイケア施設従事者

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催中止となる。

《第 27 期広島精神分析セミナー》（Web 開催）

対象者：医師

開催日	テーマ	講師	参加者数 (人)	備考
4 月 18 日（日）	「アセスメント」 「力動精神医学とギャバード」	クリニックソフィア 権 成鉉	21	※共催
5 月 30 日（日）	「エンアクトメント」 「ローゼンフェルド」	日本精神分析学会 会長 福本 修	26	
7 月 25 日（日）	「クライン派の発達理論」 「原始的防衛機制とその 病理：ナルシリズムと自閉 状態」	大阪教育大学保健センター 飛谷 渉	29	
8 月 22 日（日）	「洞察・ワークスルー」 「オグデンの技法」	元上智大学 教授 藤山 直樹先生	28	
9 月 26 日（日）	「解釈の歴史と発展」 「病理的組織化」	名古屋大学大学院精神病理 学・精神療法学 教授 小川 豊昭	25	
10 月 24 日（日）	「内的対象」 「ねずみ男」	広島精神分析医療クリニック 院長 折笠 隆幸	33	
11 月 28 日（日）	「無意識」 「夢解釈」	長谷川病院 きしろメンタル クリニック 医師 福本修	30	
12 月 19 日（日）	「対人関係論入門 1」 「対人関係入門 2」	上智大学総合人文学科学部心 理学科 吾妻 壮	30	
1 月 23 日（日）	「心的構造論」 「ハンス」	こども・思春期メンタルクリ ニック 木部 則雄	33	
2 月 20 日（日）	「治療経過」 「終わりある分析と終わ りなき分析」	浅田心療クリニック 院長 浅田 護	33	
3 月 13 日（日）	「狼男」 「超自我の展開」	広島市精神保健福祉センター 所長 皆川 英明	31	

※広島精神分析セミナーとの共催

《精神科医師専門研修》

対象者：医師

開催日	内容	講師	参加者数	回数
年間	スーパービジョンによる教育訓練	センター医師	7 人	232 回

イ 学生教育・実習

(単位：人, 回)

区分	内容	対象	参加者数	回数	備考
心理実習 (安田女子大学)	講義	心理学科学生	19	1	19人×1日
心理実習 (安田女子大学大学院)	講義	大学院生	2	1	2人×1日
心理実習 (修道大学)	講義、 施設見学	心理学科学生	11	1	11人×1日
デイケア実習	デイケア実習、 SV 見学	新任精神保健福 祉相談員	6	4	(実習) 2人×1日 1人×1日 (SV) 2人×1日 1人×1日
安田女子大学大学院 心理実践自習(デイケア 実習)	デイケア実習	大学院 臨床心理学ユース 学生	2	10	2人×10日
計			40	17	

(4) 普及啓発

精神保健福祉や精神障害に関する正しい知識等の普及啓発を目的として一般市民を対象に、講演会等を実施している。

ア 講演会等

《依存症関連講演会》

目 的 ギャンブル依存症は、当事者がギャンブルをコントロールすることができず、嘘、借金の問題により、家族や周囲が巻き込まれ人間関係が悪化していき、犯罪、失踪、自殺などの深刻な問題が生じる疾患である。
このため、市民を対象にギャンブル依存症について、正しい知識を提供する。

開 催 日 令和4年3月17日(火)

方 法 ZOOMによるオンライン研修

内 容 講演「ギャンブル依存症の理解と支援」

講師 岡山県精神科医療センター 宋 龍平 医師

対 象 者 市民

参加者数 18人

《依存症家族教室》

依存症対策推進事業 P32 参照

参加者数 延6回 28人

《家族のつどい》

デイケア事業 P43 参照

参加者数 延4回 27人

《ひきこもり講演会》

目 的 ひきこもり状態にある人の家族が「ひきこもり」について理解を深め、対応方法を学ぶことで、精神的負担の軽減と対応能力の向上を図ることを目的とする。

開 催 日 令和3年8月30日(月)

方 法 ZOOMによるオンライン研修

内 容 議題「中高年のひきこもり」

講師 土屋 徹氏 (Office 夢風舎 舎長)

対 象 者 市民

参加者数 27人

《自死遺族等のための講演会・交流会》

目 的 自死遺族等の心のケアを行うとともに、同じ悩み等を抱える方の分かち合いの会について情報提供することを目的に毎年開催しているが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大のため講演会のみ Web で開催した。

開 催 日 令和4年2月27日(日)

方 法 ZOOMによるオンライン研修

内 容 議題 「自殺問題を考える～遺族の視点から～」

講師 NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口 和浩

対 象 者 自死遺族等

参加者数 21人

イ あいあいスポーツフェスティバル オンライン交流会

目 的 精神障害者がスポーツ交流を通してふれあうことで、意欲の向上及び社会参加を促進し当事者グループの育成を図る。

R2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、スポーツ交流を行えない状況から施設間の情報交換、交流を目的とした交流会を開催した。

開 催 日 令和3年10月1日（金）

方 法 ZOOMによるオンライン開催

内 容 オンラインでの施設PRレクリエーションを中心とした交流会

対 象 者 精神障害者を主たる対象とする地域活動支援センタⅠ型、Ⅲ型、就労継続支援B型事業所、ソーシャルクラブ、保健センター社会復帰クラブの利用者

参加者数 25人

ウ こころの健康よろず相談

広島県精神神経科診療所協会と共催し、こころの健康に関する普及啓発を目的に実施した。今回は新型コロナウイルス対策のため、例年実施していたストレスチェックや精神保健に関するパネル展示は行わず、電話相談のみとなった。

開 催 日 令和3年10月25日（月）

場 所 広島市消費生活センター

内 容 ・精神科医師によるこころの健康相談
・保健師による行政分野の相談

対 象 者 市民

参加者数 30人

エ 印刷物

区分	内容	部数（部）
リーフレット等	こころのケアガイドブック 資料編（冊子）	5,000
	ひとりで悩まないで～中学生・高校生のあなたへ～（カード）	30,000
	大切な方を自死で亡くされたあなたへ（リーフレット）	4,000
	れんげ草のつどい・ひろしま（ポスター）	2,000
	自殺に関する相談対応の手引き（パンフレット）	2,000
	守りたい大切な人の心といのち（リーフレット）	2,000
	大切な方を亡くされたあなたへ（リーフレット）	1,000

オ 広 報

区 分	内 容
広報紙 「ひろしま 市民と市政」	令和3年8月1日号「ひきこもり講演会」 令和3年10月15日号「こころの健康よろず相談」 令和4年2月1日号「大切な人を自死で亡くされたあなたへ講演会【オンライン】」
新聞	「れんげ草のつどい」「家族のための依存症教室」「自死遺族講演・交流会」 「精神科医師による依存症相談・ひきこもり相談」「ギャンブル依存症講演会」 「ひきこもり講演会」 中国新聞（くらしの掲示板）、西広島タイムス

カ パネル展示

区	展示期間・展示場所・内容
中 区	9月10日～9月16日・中区庁舎内・パネル展示 3月1日～3月31日・中区庁舎内・パンフレット配布
東 区	9月13日～9月18日・東区役所・パネル展示、各種リーフレット設置 通年・東区総合福祉センター・各種リーフレット等設置・配布 乳幼児健診日・東区総合福祉センター・パネル展示
南 区	9月10日～9月17日・南区役所別館・リーフレット配置・配布、タペストリー等設置・配布
西 区	3月10日～3月31日・西区地域福祉センター・パネル展示及びリーフレット等設置・配布
安佐南区	9月10日～9月16日・安佐南区総合福祉センター・リーフレット掲示 3月1日～3月31日・安佐南区総合福祉センター・リーフレット掲示
安佐北区	9月1日～9月30日・安佐北区総合福祉センター・パネル展示、ポスター掲示、パンフレット設置 3月1日～3月31日・安佐北区総合福祉センター・パネル展示、ポスター掲示、パンフレット設置
安芸区	9月6日～9月17日・安芸区役所、安芸区民文化センター・ポスター・パネル展示、リーフレット配布 3月1日～3月31日・安芸区役所、安芸区民文化センター・ポスター展示、パネル展示、リーフレット配布、デジタルサイネージ
佐伯区	通年・佐伯区総合福祉センター・パネル展示

キ ホームページ

平成13年9月開設

(5) 組織育成

広島市精神保健福祉家族会連合会、依存症関連団体等に対して、助言や関係機関との連絡等必要な援助を行い、組織の活性化を図る組織育成を行っている。

平成22年度からは自死遺族支援の一環として、わかち合いの会を定期開催している。

ア 精神保健福祉家族会 (単位：回)

区分	回数
広島市精神保健福祉家族会連合会	0
各区家族会	5
計	5

イ 自死遺族等わかち合いの会「れんげ草のつどい・ひろしま」

開設日 平成22年7月

開催日時 奇数月第2金曜日 14:00～16:00

平成29年度から、8月第四日曜日にもわかち合いの会を開催している。

対象者 自死遺族等

会場 広島市精神保健センター

参加状況 (単位：回、人)

区 分	開催回数	参加人数	平均参加人数	実人数
31年度	6	18	3.0	10
2年度	5	7	1.4	6
※3年度	3	1	1	1

※5月、7月、8月、9月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(6) 特定相談指導事業 (再掲)

ア 思春期関連事業

(ア) 相談

a 電話相談

(単位：件)

区分	31 年度	2 年度	3 年度
延件数	169	113	88

b 面接相談

(単位：件)

区分	31 年度	2 年度	3 年度
延件数	11	5	6

c 相談内容別状況

(単位：件，%)

相談内容	電話相談		面接相談	
	件数	構成比	件数	構成比
不登校・学校不適応	23	26.1	-	-
子供の発達・発育上の問題	16	18.1	-	-
日常生活に関すること	5	5.7	-	-
精神的な病気の疑い	8	9.0	-	-
心身の不調	11	12.5	-	-
病気の治療に関すること	5	5.7	-	-
性格・対人関係の問題	2	2.3	-	-
広汎性発達障害	3	3.4	2	33.3
家族関係の問題	2	2.3	-	-
ひきこもり	1	1.1	1	16.7
家庭内暴力・非行・反社会的問題	1	1.1	1	16.7
アルコール・薬物・ギャンブル以外の嗜癖	2	2.3	2	33.3
性に関する悩み	5	5.7	-	-
性被害・犯罪被害	0	0	-	-
DV	0	0	-	-
自殺関連（自殺念慮）	1	1.1	-	-
自死遺族等からの相談	0	0	-	-
その他	3	3.4	-	-
計	88	100	6	100

(注) 表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(イ) 技術指導及び技術援助

(単位：回，件，人)

区分	対象	回数	件数	人数	従事者	方法
個別相談	高校教諭、養護教諭 教育委員会職員、通 所施設の指導者等	7	7	7	医師 保健師 心理療法士	電話・訪問・来所
※市立高校精神保健連絡会	市立高校教諭	0	0	0	医師 心理療法士	スーパービジョン
ひきこもりへの支援に関する事例検討会	広島市教育委員会 事務局職員等	2	16	26	保健師	訪問
計		9	23	33		

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(ウ) 思春期精神保健専門研修会 (Web 開催)

対象者：市内小・中・高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員養護教諭等
思春期の精神保健に関する相談を受ける機会のある関係者

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
8月5日(木)	ゲーム障害の予防と対応	久里浜医療センター 主任心理療法士 三原 聡子	64人

(エ) 普及啓発

カード「ひとりで悩まないで～中学生・高校生のあなたへ～」を作成し、市内の中学・高校の新1年生を対象に配布した。

イ アルコール関連問題

(ア) 相談

a 電話相談 (単位：件)

区分	31年度	2年度	3年度
延件数	55	80	88

b 面接相談 (単位：件)

区分	31年度	2年度	3年度
延件数	10	20	28

(イ) 普及啓発

a 依存症家族教室

令和3年度はアルコール問題だけでなく、薬物、ギャンブル等も含む依存症全般問題に悩む家族に対象を拡大し、実施した。

依存症対策推進事業 p 32 参照。

回数 延6回

参加者数 28人

(ウ) その他

アルコール・薬物・ギャンブル依存症に関する自助グループの一覧表を作成し、保健センター等関係機関に配布するとともに、ホームページに一覧表を掲載し、ダウンロードして活用できるようにしている。

ウ 薬物関連問題

(ア) 相談

a 電話相談 (単位：件)

区分	31 年度	2 年度	3 年度
延件数	16	20	28

b 面接相談 (単位：件)

区分	31 年度	2 年度	3 年度
延件数	1	4	20

(イ) その他

アルコール・薬物・ギャンブル依存症に関する自助グループの一覧表を作成し、保健センター等関係機関に配布するとともに、ホームページに一覧表を掲載し、ダウンロードして活用できるようにしている。

(7) うつ病・自殺（自死）対策（再掲）

ア 広島市自殺（自死）対策推進センター 自殺（自死）防止相談電話（別掲）

平成 29 年度より、広島市健康福祉局精神保健福祉課と精神保健福祉センター内に広島市自殺（自死）対策推進センターを設置した。精神保健福祉センター内では、「死にたい」とまで追い込まれた方への専用相談電話（広島市自殺（自死）防止相談電話）を開設し、自殺（自死）対策専門相談員が相談に応じている。

年度別相談件数

(単位：件)

区分	31 年度	2 年度	3 年度
新規相談	83	98	102
再相談	444	471	581
延件数	527	569	683

※月 1 回相談対応について、精神科医師等より助言を受ける場を設けている。

イ うつ病・自殺（自死）対策に関する研修会

(ア) うつ病・自殺（自死）対策相談機関職員研修会

うつ病や自殺（自死）に関連する基本的知識を習得するために「ゲートキーパープレ講習」や、自殺（自死）予防に関する初期介入に必要なスキル等を身につけるために演習を中心としたゲートキーパー研修（「基礎編」、「実践編」、「レベルアップ」）を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、ゲートキーパー研修のうち、レベルアップ編、基礎編（2 回目）の開催を中止とし、プレ講習を 2 回開催した。

(単位：回, 人)

開催日	テーマ	講師	対象	回数	参加者数
10 月 19 日 (火)	ゲートキーパープレ講習① (Web)	安田女子大学心理学部 現代心理学科 教授 金坂 弥起	精神保健福祉相談員、保健師、 看護師、精神保健福祉士等	1	63
2 月 24 日 (木)	ゲートキーパープレ講習② (Web)	安田女子大学心理学部 現代心理学科 教授 金坂 弥起		1	27
9 月 3 日 (金)	ゲートキーパー研修 (基礎編①) (Web)	広島大学保健管理センター 教授 岡本 百合		1	68
1 月 21 日 (金)	ゲートキーパー研修 (基礎編②) (Web)	ふたば病院 院長 高見 浩		-	中止
12 月 17 日 (金)	ゲートキーパー研修 (実践編)	広島修道大学健康科学部心理学科		1	24

		教授 内野 悌司 広島大学保健管理センター 講師 黄 正国			
合計				4	182

(イ) うつ病・自殺（自死）対策医療機関スタッフ研修会（Web 開催）

看護師等の医療機関スタッフが身体症状で医療機関を受診した方に対して、身体疾患に隠されたうつ病等に気づき、適切な対応ができるようになることを目的に実施した。

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
2月10日（木）	「医療現場におけるうつ病の理解と自殺予防～メンタルヘルスファーストエイドの役割について～」	九州大学病院精神科神経科 講師 加藤 隆弘	21人

(ウ) うつ病・自殺（自死）相談機関実務者連絡会議（事例検討会）（Web 開催）

精神科医師をスーパーバイザーに、相談機関職員が対応しているうつ病や自殺（自死）に関連した処遇困難事例について事例検討を行うとともに、情報交換会を実施した。

開催日	講師	対象	回数	参加者数
8月4日（水）	ほうゆう病院 医師 寺本 勝哉	精神保健福祉相談員、保健師、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員、ケースワーカー、臨床心理士、債務関係職員、消費生活センター職員等	1回	17人

ウ 自死遺族支援

(ア) 自死遺族等わかち合いの会「れんげ草のつどい・ひろしま」

平成21年度に自死遺族を対象とした講演会・交流会を開催し、その参加者に対してわかち合いの会の準備会に参加を呼びかけ、計3回の準備会を実施した。準備会では、ルールや名称等を話し合った。平成22年7月に自死遺族等わかち合いの会「れんげ草のつどい・ひろしま」を設立し、運営支援を行っている。

平成29年度より8月第4日曜日にもわかち合いの会を開催している。

「れんげ草のつどい・ひろしま」参加状況

区分	開催回数	延参加者数	実参加者数
3年度	3回	1人	1人

開催日 奇数月第2金曜日 14:00～16:00

8月第4日曜日 14:00～16:00

会場 広島市保健所、東区総合福祉センター

(イ) 自死遺族等のための講演会・交流会（普及啓発）（Web 開催）

自死遺族等の心のケアを行うとともに、同じ悩み等を抱える方の分かち合いの会について情報提供することを目的に毎年開催しているが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大のため講演会のみ Web で開催した。

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
2月27日（日）	自殺問題を考える ～遺族の視点から～	NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口 和浩	9人

(ウ) 自死遺族等支援研修会（Web 開催）

相談機関の職員を対象に、自死遺族支援に関する知識や技術の習得を目的とした研修会をオンライン研修で実施した。

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
2月28日（月）	自死遺族支援の取り組みの 実際と課題	NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口 和浩	9人

エ 自死遺児支援

(ア) 自死遺児支援研修会（Web 開催）

市内小・中・高等学校等教職員及び自死に限らず遺児に関わる機会のある関係者を対象に知識や技術の習得を目的とした研修会をオンライン研修で実施した。

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
10月3日（日）	「子どものいのちを守るために ～コロナ禍の子どもの自殺の急 増を考える～」	中央大学人文科学研究所 客員研究員 高橋 聡美	23人

オ うつ病・自殺（自死）予防に関するパネル展示

自殺対策強化月間等に区役所等で、うつ病の症状や治療、自殺（自死）のサイン等への周囲の気づきや対応等について広報啓発活動を実施した。

区	展示期間・展示場所・内容
中区	9月10日～9月16日・中区庁舎内・パネル展示 3月1日～3月31日・中区庁舎内・パンフレット配布
東区	9月13日～9月18日・東区役所・パネル展示、各種リーフレット設置 通年・東区総合福祉センター・各種リーフレット設置・配布 乳幼児健診日・東区総合福祉センター・パネル展示
南区	9月10日～17日・南区役所別館・タペストリー展示 3月1日～3月31日・南区役所別館・リーフレット設置・配布、タペストリー展

	示
西 区	3月10日～3月31日・西区地域福祉センター・パネル展示及びリーフレット等設置・配布
安佐南区	9月10日～9月16日・安佐南区総合福祉センター・リーフレット掲示 3月1日～3月31日・安佐南区総合福祉センター・リーフレット掲示
安佐北区	9月1日～9月30日・安佐北区総合福祉センター・パネル展示、ポスター掲示、パンフレット設置 3月1日～3月31日・安佐北区総合福祉センター・パネル展示、ポスター掲示、パンフレット設置
安芸区	9月6日～9月17日・安芸区役所、安芸区民文化センター・パネル・ポスター展示及びチラシ配布 3月1日～3月31日・安芸区役所、安芸区民文化センター・ポスター・パネル展示、リーフレット配布、デジタルサイネージ
佐伯区	通年・佐伯区総合福祉センター・パネル展示

(8) 災害・新型コロナウイルス感染症対応支援（再掲）

ア 災害にかかる支援活動

本市で災害が発生した場合、当センターでは必要に応じて広島県災害派遣精神医療チーム（※D P A T）の活動をはじめ、電話相談（心のケア相談）や診療、区での個別相談会、区保健師等への技術援助を実施する。

※D P A Tは、都道府県及び政令指定都市によって組織される災害派遣精神医療チームで、災害時の被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的に活動する。平成30年7月西日本豪雨災害では本市と広島県が合同でD P A T調整本部を設置し対応した。

(ア) 被災者への支援活動・支援者への支援

令和3年9月に発生した土砂災害は限定的であったため、被災地に出向くことはなく、保健センターから被災者支援について相談があった時に電話で助言を行った。（2件）被災者からの相談はなかった。

(イ) 講演会・研修会

a 災害時のメンタルヘルス研修会（Web 開催）

被災者支援にかかわる機会のある関係者を対象に、災害時のメンタルヘルスに関する知識の習得と対応力の向上を目的に開催した。

開催日	内容	講師	参加者数
9月16日(木)	講演「災害時のこころのケア」	兵庫県こころのケアセンター センター長 加藤 寛	35人

b 災害時こころのケア講演会

市民を対象とした災害時のこころのケアに関する講演会を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため実施しなかった。

イ 新型コロナウイルス感染症のこころのケア

(ア) 新型コロナウイルス感染症に関するこころの相談

令和2年2月から新型コロナウイルスに関するこころのケアを実施するため「新型コロナウイルス感染症に関するこころの相談窓口」を設置し、電話や面接（Web 面接も含む）により情報提供や助言を実施した。

電話相談件数 延 119 件

面接相談件数 延 56 件 （うち、※Web 面接 42 件）

※Web 面接は宿泊療養者やクラスター発生施設職員を対象に実施した。

(イ) 宿泊療養者へのこころのケア

宿泊療養施設の療養者は、行動を制限されるため精神面の不調を生じる可能性がある

ことから、広島県と連携し必要に応じて、療養者のこころのケアを実施した。

a 一般相談

〔電話相談〕

宿泊療養者に相談窓口のチラシを配付し、電話相談を行った。

〔専門的助言〕

宿泊療養施設に常駐する看護師等へ療養者への対応に関する専門的助言を行った。

b 緊急時の対応

精神面で緊急対応が必要な場合について、広島県や関係機関と連携して対応した。

緊急対応件数 7 件 その内精神科医師による Web 面接実施件数 3 件

ホテル担当職員等関係機関職員への技術援助 52 回

(ウ) 支援者への情報発信

新型コロナウイルス感染症のこころのケアに関するチラシを作成するとともに各保健センターに送付し、職員のこころのケアに関する情報を発信した。

(エ) クラスタ対応

クラスターが発生した施設等のこころのケアについては、区保健センターからの要請により、電話や訪問による対応を行った。

また、クラスター発生施設職員の心のケアに関して、職員が休憩室などで自由に視聴できるような Web 視聴用の資料を作成した。

a 支援者への技術援助

区保健センター職員に対し、電話や訪問により対応の仕方や支援者のこころのケアについて情報提供や助言等を実施した。(75 回)

b クラスタ発生施設等に対しての技術援助等

クラスター発生施設等の職員に対して情報提供や助言、個別面接等を実施した。

区分	内容	件数等
技術援助	施設等へ出向き管理者等に対し助言等	4 か所
	施設等職員を対象としたこころのケアとしてグループ面接の実施、及び、管理者等への助言	1 か所
相談	施設等のメンタルケアの必要な職員への個別面接相談	13 件
	メンタルケアの必要な施設等職員への Web での個別面接相談	39 件
	メンタルケアの必要な施設等職員への集団面接相談	3 回 31 人

(オ) 新型コロナウイルス感染症のこころのケアに関する啓発

a 新型コロナウイルス感染症のこころのケアに関する内容をホームページに掲載

b チラシの配布

「新型コロナウイルス感染症に関するこころの相談窓口」やこころのケアに関する情報を掲載したチラシを作成し、広く市民に届くよう市民が多く利用する関係施設や、包括連携協定を締結している銀行、郵便局、コンビニ、スーパー等に配布。(5 月、9 月)

(9) 依存症対策推進事業（再掲）

令和2年度から、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存関連問題に関する相談拠点を当センターに設置し、以下の事業を実施した。

ア 専門相談

(ア) 電話相談件数 (単位：件)

薬物	アルコール	ギャンブル	その他	計
28	88	52	49	217

(イ) 面接相談件数 (単位：件)

薬物	アルコール	ギャンブル	その他	計
20	28	56	9	113

(ウ) 精神科医師による依存症相談

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存に悩む人や家族に対して月に1回実施した。

回数	相談件数
7回	10件

イ 連携会議の運営（別掲）

関係機関を対象に連携会議を実施した。

会議名	令和3年度広島市依存症関係機関連携会議
内容	コロナ禍における活動の工夫について情報交換 ※欠席自助グループには郵送でアンケート結果報告
関係機関	医療機関：瀬野川病院、草津病院、安佐病院、よこがわ駅前クリニック 自助グループ：【アルコール関連】NPO法人広島断酒ふたば会 広島マック作業所、広島マック・ハウス 【薬物関連】広島ダルク、NA広島グループ 【ギャンブル等関連】GA広島、GAゆめ西広島、ギャンマノン広島グループ 市役所等：精神保健福祉課

ウ 依存症支援者研修（Web開催） (単位：人)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
10月8日（金）	ギャンブル依存症を知る～回復に繋がる支援のヒント～	公益財団法人ギャンブル依存症問題を考える会 代表 田中 紀子	48
10月22日（金）	「ギャンブル依存症の支援～SAT-G ライトの活用について～」	島根県立心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志	47

エ 普及啓発・情報提供

(ア) 市民向け講演会(Web 開催)

開催日	テーマ・内容	講師	参加者数
3月17日(水)	ギャンブル依存症の理解と対応	岡山県精神科医療センター 医師 宋 龍平氏	18人

(イ) ホームページによる普及啓発

令和3年5月14日～20日のギャンブル等依存症問題啓発週間にホームページにて依存症相談窓口について広報を行った。

(ウ) その他

アルコール・薬物・ギャンブル依存症に関する自助グループの一覧表を作成し、保健センター等関係機関に配布するとともに、ホームページに一覧表を掲載し、ダウンロードして活用できるようにしている。

オ 当事者向けプログラム

ギャンブル依存症からの回復支援のため SAT-G プログラム（島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム）を個別実施した。

実人員	延人員	終了者	中断者（転居）
7人	29人	2人	2人

カ 依存症家族教室

アルコール問題に悩む家族を対象に、家族教室を平成26年度から開催している。令和3年度はアルコール問題だけでなく、薬物・ギャンブル等も含む依存症全般問題に悩む家族を対象を拡大し実施した。

(単位：人)

開催日	内容	講師	参加者数
10月12日(火)	講義「CRAFTを学ぼう①」・座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 ギャマノン広島グループメンバー	9
11月9日(火)	講義「CRAFTを学ぼう②」・座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 ギャマノン広島グループメンバー	6
12月4日(火)	講義「CRAFTを学ぼう③」・座談会 座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 ギャマノン広島グループメンバー	3
1月11日(火)	講義「CRAFTを学ぼう④」・座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 NPO法人断酒ふたば会メンバー	4
2月8日(火)	講義「CRAFTを学ぼう⑤」・座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 NPO法人断酒ふたば会メンバー	4
3月8日(火)	講義「CRAFTを学ぼう⑥」・座談会	瀬野川病院 臨床心理士 田中奈津子 NPO法人断酒ふたば会メンバー	2

(10) 調査研究

精神保健福祉に関する資料を収集するとともに、精神保健福祉関係の問題について調査研究を行っている。

発表内容	発表者	方法
第24回地域保健研究会(第1分科会) 精神保健福祉センターにおける依存 症相談拠点の取り組みについて～ 「しない」日々をつくるために～	吉川主任技師	発表

(11) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、本庁及び関係機関に対して、専門的立場から社会復帰の推進方策や地域精神保健福祉施策の計画に関する提案、意見具申を行った。

(単位：回)

会議名	主催	回数
元気じゃけんひろしま 21 (第2次) 推進会議 働く世代の健康づくり部会	広島市	1
広島市障害者自立支援協議会	広島市	1
広島市障害者自立支援協議会精神障害者地域支援部会	広島市	2
広島市認知症初期集中支援推進事業業務プロポーザル審査委員会	広島市	2
広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡会議	広島市	3
広島市うつ病・自殺(自死)対策庁内関係者会議	広島市	2
広島市発達障害者支援連絡調整会議	広島市	1
広島市犯罪被害者等支援条例(仮称)制定懇話会	広島市	2
広島市依存症関係機関連携会議	広島市	1

(12) その他の会議

(単位：回)

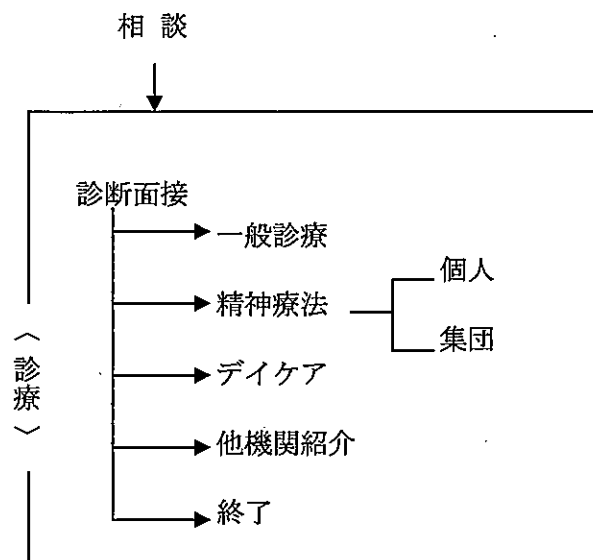
会議名	主催	回数
福祉サービス利用援助事業契約締結審査会及び成年後見事業運営審査委員会	福祉サービス利用援助事業契約締結審査会	3
全国精神保健福祉センター長会議	全国精神保健福祉センター	1
薬物相談事業推進連絡会議	薬物相談事業推進連絡会	1
都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議	都道府県等依存症専門医療機関	1
広島県福祉サービス運営適正化委員会	福祉サービス運営適正化委員会	3
広島ひきこもり相談支援センター西部センター連絡協議会	広島ひきこもり相談支援センター	1
広島県自死遺族支援団体連絡会	広島県自死遺族支援団体	1
一般社団法人 広島県精神保健福祉協会	広島県精神保健福祉協会	1
一般社団法人 広島県精神保健福祉理事会	広島県精神保健福祉理事会	2
広島県医療観察制度 地域連携会議	広島県医療観察制度委員会	1
広島市心身障害者福祉センター運営協議会	広島市心身障害者福祉センター運営協議会	1

2 診療

(1) 概要

予約制、保険診療で一般診療、精神療法による治療を行っている。

原則として、当センターで面接相談をされ、当センターでの診察を希望した方に対し、精神科医師が数回の診断面接を行い、診断及び処遇を決定する。



令和3年度の診察延件数は3,423件で、そのうち初診は77件であった。

初診の年齢は20代が最も多く、初診者全体の31.3%であり、次いで30代(20.3%)、40代(17.2%)、10代(14.1%)の順に多かった。10代と20代を合わせると45.3%になり、青年期の方が多く受診をされている。初診のうち小児・思春期の問題に関する診断が64.1%と最も多く、その内訳ではアスペルガー障害や特定不能の広汎性発達障害など自閉スペクトラム障害が51.2%を占め、ADHDが19.5%、適応障害が17.1%であった。次いでパーソナリティ障害(7.8%)、知的障害(4.7%)の順に多かった。来所経路では、精神科診療所など医療機関からの紹介が全体の54.7%で最も多く、次いでインターネット(6.3%)、保健センターおよび家族(4.7%)の順に多かった。診断後の処遇では、一般診療・デイケア利用が40.6%と最も多く、次いで医療機関紹介が18.8%であった。

診察実件数は393件で、そのうち前年度より継続のものは316件であった。診察実件数の診断名は、小児・思春期の問題(自閉スペクトラム障害など)、パーソナリティ障害、神経症の順に多かった。診断面接後の処遇では、一般診療、デイケア利用、個人精神療法、医療機関紹介の順に多かった。

青年期当事者グループ(集団精神療法)は、現在5グループで実施している。

ア 診察件数

(単位：件)

区分	31 年度	令和 2 年度	令和 3 年
初診	95	84	77
再診	3,700	3,742	3,346
計	3,795	3,826	3,423

イ 診察実件数

(単位：件)

区分	31 年度	令和 2 年度	令和 3 年
初診	95	84	77
前年度より継続	278	296	316
計	373	380	393

(2) 性別・診断名別状況

(単位：件，%)

区分	男	女	計	構成比
小児・思春期の問題	102	59	161	41.0
パーソナリティ障害	7	25	32	8.1
神経症	11	34	45	11.5
重ね着症候群（P41 参照）	17	15	32	8.1
統合失調症	13	16	29	7.4
適応障害	8	14	22	5.6
ひきこもり	11	3	14	3.6
うつ病	5	30	35	8.9
摂食障害	1	4	5	1.3
依存・嗜癖	6	1	7	1.8
アルコール依存	5	1	6	1.5
薬物依存	-	-	-	-
その他の依存	-	-	-	-
ギャンブル	1	-	1	0.3
その他	6	5	11	2.7
計	187	206	393	100.0
構成比	47.6	52.4	100.0	

(3) 重ね着症候群

重ね着症候群とは、以下のように定義される。

- ① 初診時 18 歳以上（広義には 16 歳以上）。その時に初めて背景の発達障害が発見された者。
- ② 知的障害は認められない（IQ ≥ 85）。③初診時の主訴は、多彩である。その臨床診断も多彩で、統合失調症、躁うつ病、うつ病、摂食障害、性倒錯、対人恐怖症、醜形恐怖、強迫、境界性パーソナリティ障害、スキゾイドパーソナリティ障害、自己愛パーソナリティ障害など殆どの精神疾患を網羅している（この点が従来成人のアスペルガーや軽度発達障害に関する研究者が少数の臨床症状に言及している点と異なる）。④これらの多彩な臨床症状の背景に、高機能型広汎性発達障害が潜伏している。⑤高知能などのため課題達成能力が高く、就学時代は発達障害とはみなされていない。⑥一部に児童期、思春期に不登校や神経症などの既往があるが、発達障害を疑われたことはない。

ア 慣用診断別状況

(単位：件)

区分	男	女	計
小児・思春期の問題	7	3	10
パーソナリティ障害	0	1	1
神経症	5	4	9
統合失調症	3	5	8
ひきこもり	1	0	1
うつ病	1	1	1
摂食障害	0	1	1
非定型精神病	0	0	0
計	17	15	32

(4) 集団精神療法

青年期当事者グループ

青年期特有の問題を持つ当事者を対象に、平成 8 年度から集団精神療法を実施し、現在 5 グループで実施している。

ア 実施状況

(単位：回, 人)

区分	31 年度	2 年度	3 年度
実施回数	222	178	161
参加実人員	29	25	25
参加延人員	516	381	295

イ グループの構造

日 時：週 1 回 90 分

場 所：当センター

対 象 者：医師の診断により、集団療法を処遇された人

(5) 心理検査

(単位：件)

区分	31 年度	2 年度	3 年度
件数	63	63	31

3 デイケア事業

精神科デイケアの対象である精神障害の多くは、思春期・青年期に好発する。そのため、この時期に取り組むべき親からの自立、仲間との体験、他者を通じて自己をみつめる経験などの重要な発達の課題をうまく通過していない人が多い。また、病気による障害を抱えながら生活するという課題も併せ持っている。

センターデイケアでは、統合失調症、パーソナリティ障害、発達障害やその他の精神疾患のある人が、このような発達の課題をやり直す機会を持ち、病気による喪失体験への取り組みにより、心的な成長をし、対人関係の改善を図ること、仲間体験を通し病気に対する受容と自覚を促し、あわせて、生活リズムを形成することなど、障害受容と社会生活への適応を促進することを主たる目的としている。

実施にあたって、職員は様々なグループ活動を援助しており、共感とケアを中心にした支持的なアプローチを主体に、病理の理解とマネージメントによってデイケアの治療構造の安定を図っている。また、センターデイケアは、地域の精神保健福祉推進のための事業として位置づけており、各保健センター、福祉関係機関等と常に情報交換するなど連携を密に行うことを基本としている。

(1) 概要

ア 対象者及び定員

対象者：精神的な病気で通院治療を受けている概ね18～45歳までの人

定 員：70人

イ 期間

6か月を「1期」とし、最長10期まで延長できる。

ウ 実施日時

実施日：月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日（週4日）

時 間：午前9時から午後4時まで

エ 利用方法

(ア) 利用希望者は、主治医の紹介で面接及びデイケア見学を経て、センター医師の診察後、利用申請書を提出する。

(イ) 4回の体験利用を行った後、受理会議を経て利用が決定する。

オ 週間プログラム

区分	月曜日	火曜日	木曜日	金曜日
午前	朝のミーティング			
	基本グループ活動 (3グループ)	作業グループ活動 紙粘土 絵画 染物・ちぎり絵	基本グループ活動 (3グループ)	作業グループ活動 書道 パソコン・文芸 パッチワーク・刺しゅう
昼 食				
午後	作業グループ活動 ウッドクラフト 陶芸 編物	作業グループ活動 スポーツ	基本グループ活動 (3グループ)	作業グループ活動 茶道・華道 レザークラフト 音楽
	終りのミーティング			

グループの構成

基本グループと作業グループの2種類あり、各グループとも23～24人で構成。

〈基本グループ〉

目的：利用者自ら内容を企画・活動することにより、主体性や自発性を回復する。

グループ数：3グループ

実施日：月曜日の午前及び木曜日

〈作業グループ〉

目的：利用者の集中力・持続力・創造力などを高めると同時に、作業を媒体として、様々な体験を積み重ねる。

作業の持つ特性により、技術習得を中心としたグループ、プレイや自由表現を中心にしたグループ及びその中間のグループに分け、その組み合わせにより半日に3種類に設定している（全体で行うスポーツを除く）。

グループ数：ウッドクラフト、陶芸、編物など13グループ

*技術指導については、外部から講師を招いている。

実施日：月曜日の午後、火曜日及び金曜日

カ グループ活動の意義

利用者は、1つの基本グループと5つの作業グループに所属する。

グループ内で利用者は、他者と繋がることの恐れ、他者と触れ合うことによる傷つきや、距離の取り方等、対人関係に関する多くの課題に直面する。そして相互に理解したり、共感したり、身近さを感じるにより、思春期・青年期に越えなければならない重要な発達の課題を乗り越え、成長する。そのために、デイケアでは利用者の所属するグループの変更は行わず、継続的な集団精神療法的関わりにより、グループ全体としての成長を目指している。

キ 職員の配置と役割

基本グループには職員1～2人を、作業グループには職員1人と技術指導を行うために外部講師（作業の専門講師）1人を配置している。また、基本グループや作業グループに参加できない利用者のため、「フリー」の職員を配置し、その対応にあたっている。

職員の役割は、基本グループでは自主的に運営している利用者を側面から援助することにある。また作業グループでは技術指導を外部講師が行うため、職員は利用者同士の交流を促進するように働きかける役割を果たしている。

このほか、グループ活動とは別に、職員1人あたり8～9人の利用者を担当しデイケア内や日常生活上の悩みなどの相談に応じている。

(2) 実施状況

実施日数・利用者数

区分		31年度	2年度	3年度	備考
実施日数		180日	139日	114日	3年度の実施予定は185日
利用者	実人数	56人(47)	45人(41)	44人(39)	()は前年度からの継続利用者の再掲
	延人数	3,486人	2,290人	1,508人	
一日平均利用者数		19.4人	16.5人	13.2人	
出席率		41.4%	39.3%	36.9%	
新規利用者数		15人	10人	5人	
終了者数		22人	12人	14人	
体験利用	実人数	18人	16人	5人	原則として4回の体験利用を実施
	延人数	63人	40人	20人	

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3度にわたる休止期間(概ね4か月)があった。

(3) 相談

デイケアに関する相談は、面接及び電話により実施しており、デイケアについての問い合わせや体験利用中の相談、デイケアOBからの相談などの「一般相談」と、デイケア利用者や家族からの相談である「デイケア利用者の相談」に分類している。

令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、デイケアの休止期間があり、「一般相談」「デイケア利用者の相談」とともに面接相談は減少した。一方で、休止中の対応として、新たにデイケア利用者に対する定期的な状況確認の電話連絡を導入しており、「デイケア利用者の相談」の電話相談は増加した。

(単位:回)

区分	一般相談			デイケア利用者の相談		計
	見学時 面接	一般 面接相談	一般 電話相談	デイケア利用者 面接相談	デイケア利用者 電話相談	
31年度	27	75	86	696	560	1,444
2年度	13	52	101	596	773	1,535
3年度	14	30	70	379	909	1,402

(4) 社会資源をまなぶ会

「社会資源をまなぶ会」は、精神障害者の利用できる社会資源や制度について、見学等を通して理解を深めてもらうことで、社会復帰に向けての意欲向上を図り、あわせてデイケア活動の意義を再確認し、積極的な参加を促すことを目的として、3人以上の利用者を対象に実施してきた。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、複数人での見学を中止した。一方で、利用者の状況に応じて、社会復帰施設の見学同行や施設との調整、利用者との面接等は、状況に応じて個別対応を行った。R4年度以降は、集団での「社会資源をまなぶ会」は実施せず、利用者の状況とニーズに応じて、個別対応を継続する予定。

実施状況

区分	課程	前期参加人数	後期参加人数	全参加人数
31年度	2	-	3人	3人
2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止対策として未実施			
3年度				

(5) 家族のつどい

「家族のつどい」は、デイケア利用者の家族を対象に、家族心理教育と家族同士の交流・情報交換を図ることを目的に実施している。

なお、講座の一部(医師による話やDVD学習等)については、デイケア利用者以外の、当センター利用者の家族も対象としている。令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で全8回のうち4回が中止となった。令和2年度と比べると、1回当たりの参加者は減少したものの、新規利用者の家族の参加が増え、定着している。

ア 実施状況 (人数はデイケア利用者の家族のみ計上)

(単位：回,人)

区分	開催回数	参加延人数	平均参加人数
31年度	8	44	5.5
2年度	6	51	8.5
3年度	4	27	6.8

イ 実施日

毎月第3水曜日 13：30～15：30

ウ プログラム内容

13：30～14：30 講座（医師や職員による心理教育プログラム）

14：30～15：30 懇談会（家族同士での自由会話）

(単位：人)

月	講座内容	講師	参加人数
7	DVD学習（発達障害について）	職員	6
10	デイケアの効果と家族の役割	医師	8
11	デイケアの終了後について	職員	7
3	かかわり方のコツ(家族SST)	職員	6

(6) 精神科デイケア施設従事者研修会（再掲）

「精神科デイケア施設従事者研修会」は、広島市内の精神科デイケア施設の職員を対象に、相互の連携、資質の向上を目的として、平成 10 年度から当センター主催で実施している。

令和 3 年度は 15 施設を対象に、「ウィズコロナ時代のメンタルヘルスについて」をテーマに講義と情報交換を行う予定であったが、新型コロナウイルスの影響で中止となった。

また、この研修会を基盤に平成 14 年に当センターと広島精神療法的精神医学研究会の共催で発足した『広島グループ療法的デイケア研究会』は、デイケア治療にグループ療法的視点を導入することで、より質の高いものを求めているとの趣旨で、平成 17 年度からは対象を中四国、平成 27 年度からは更に他地域へも広げ、「グループ療法的デイケア研究会」と改称されているが、令和 3 年度は、令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響で中止となった。

4 精神医療審査会

精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行うために設置された精神医療審査会の事務を当センターにおいて行っている。

(1) 合議体開催回数 (単位：回)

区分	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
開催回数	24	24	24	24	24

(2) 退院請求審査結果 (単位：件)

区分		29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
審査件数		20	25	24	38	43
審査結果	現在の入院形態が適当	20	24	22	36	41
	他の入院形態への移行が適当	0	1	2	2	3
	入院継続は適当でない	0	0	0	0	0

(3) 処遇改善請求 (単位：件)

区分		29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
審査件数		1	3	0	1	1
審査結果	処遇は適当と認める	1	3	0	1	1
	処遇は適当でない	0	0	0	0	0

(4) 定期報告等審査結果 (単位：件)

区分		29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
入院医療保護入院者の届	審査件数	2,178	2,176	2,322	2,185	2,192
	現在の入院形態が適当	2,178	2,176	2,322	2,185	2,192
	他の入院形態への移行が適当	0	0	0	0	0
	入院継続は適当でない	0	0	0	0	0
	次年度へ審査を継続したもの	0	0	0	0	0
定期病状報告書	審査件数	813	811	835	887	887
	現在の入院形態が適当	813	811	835	887	887
	他の入院形態への移行が適当	0	0	0	0	0
	入院継続は適当でない	0	0	0	0	0
	次年度へ審査を継続したもの	0	0	0	0	0
定期措置入院報告書の	審査件数	34	31	22	25	17
	現在の入院形態が適当	34	31	22	24	17
	他の入院形態への移行が適当	0	0	0	1	0
	入院継続は適当でない	0	0	0	0	0
	次年度へ審査を継続したもの	0	0	0	0	0
審査件数合計		3,025	3,018	3,179	3,097	3,096

5 精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担

(1) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたって日常生活や社会生活に制限を受けていると認められた方に、社会復帰と社会参加の促進を目的として、精神障害者保健福祉手帳を交付している。

当センターにおいて、この申請に係る判定と精神障害者保健福祉手帳の作成を行っている。

ア 令和3年度申請件数

(単位：件)

区分	診断書	年金証書	計
件数	9,507(7,836)	566(517)	10,073(8,353)

() は更新者数で内数である。

イ 令和3年度内交付者数及び年度末交付者数

(単位：人)

区分		1級	2級	3級	計
年度内 交付者 数	診断書	716(622)	6,470(5,495)	2,746(2,077)	9,932(8,194)
	年金証書	56(54)	500(455)	43(38)	599(547)
	計	772(676)	6,970(5,950)	2,789(2,115)	10,531(8,741)
3年度末交付者数		1,361	12,205	4,880	18,446

() は更新者数で内数である。

ウ 令和3年度末区別交付者数

(単位：人)

区分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
3年度末 交付者数	2,324	1,928	2,279	3,323	3,197	2,166	1,237	1,992	18,446

(2) 自立支援医療費（精神通院）及び通院医療費補助

継続した通院によって精神障害の医療を受ける場合に、医療保険適用後の自己負担額を公費で負担する制度である（自己負担額は医療費の1割で、所得の低い方や継続的に相当額の負担が生じる方には、月額負担額に上限額を設定）。

また、広島市内に住所を有し、自立支援医療費制度が適用される方は、自己負担額を広島市が補助している。当センターにおいて、この申請に対する認定を行っている。

ア 令和3年度末区別承認者数

(単位：人)

区分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
自立支援医療費 (精神通院)	4,173	3,385	4,115	5,566	5,952	3,916	2,316	3,574	32,997
広島市補助	2,857	2,698	3,109	4,157	5,145	3,308	1,892	2,940	26,106

第 3 資 料

広島市精神保健福祉センター条例

昭和58年 3月15日
条 例 第 16 号

改正	昭和60年3月19日条例第62号 平成元年3月30日条例第18号	昭和63年3月25日条例第15号 平成3年11月22日条例第96号 (この条例で題名改正)
	平成5年3月31日条例第13号 平成8年3月28日条例第25号	平成6年3月31日条例第19号 平成9年3月27日条例第23号 (この条例で題名改正)
	平成18年3月29日条例第47号 平成26年2月28日条例第1号	平成20年3月28日条例第17号 平成31年3月15日条例第8号

(目的及び設置)

第1条 市民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、広島市精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)を設置する。

(平8条例25・全改)

(位 置)

第2条 精神保健福祉センターは、広島市中区富士見町11番27号に置く。

(平元条例18・平8条例25・一部改正)

(事 業)

第3条 精神保健福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及及び調査研究
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものの実施
- (3) 回復途上にある精神障害者の社会的自立を目標とする指導及び援助(以下「指導等」という。)
- (4) 前2号に掲げる事業に係る診療及び検査
- (5) その他市長が必要と認める事業

(平元条例18・平5条例13・平8条例25・一部改正)

(指導等の対象者)

第4条 精神保健福祉センターにおいて、指導等を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 担当医師又は市長が定める医師が適当と認める者であること。
- (2) 社会復帰について、意欲を有し、家族の協力が得られる者であること。

(平元条例18・平8条例25・一部改正)

(許可)

第5条 精神保健福祉センターにおいて、指導等を受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(平元条例18・平8条例25・一部改正)

(許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前条の許可を取り消し、又は精神保健福祉センターの利用を拒むことができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理運営上支障があると認められる者

(平元条例18・平8条例25・一部改正)

(使用料及び手数料)

第7条 精神保健福祉センターの使用料及び手数料は、診療及び検査並びに診断書又は証明書の作成を行った場合に徴収する。

2 使用料及び手数料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の費用の算定の例により算定した額とする。ただし、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 普通診断書料 1通につき 1,350円
- (2) 特別診断書料 1通につき 4,070円を超えない範囲内で市長が定める額
- (3) 証明書料 1通につき 370円

3 使用料及び手数料は、その都度徴収する。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を事後において徴収することができる。

(平5条例13・全改、平6条例19・平8条例25・平9条例23・平18条例47・平20条例17・平26条例1・平31条例8・一部改正)

(使用料及び手数料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。

(平5条例13・一部改正)

(委任規定)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(平3条例10・旧附則・一部改正)

2 平成3年4月1日から平成5年3月31日までの間、第2条中「広島市中区富士見町11番27号」とあるのは、「広島市中区国泰寺町一丁目4番15号」とする。

(平3条例10・追加)

附 則 (昭和60年3月19日条例第62号)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

2 次に掲げる使用料及び手数料については、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に行つた家畜人工授精に係る家畜人工授精料及び施行日前に第1回の家畜人工授精を受けた家畜について施行日以後に行う第2回以降の家畜人工授精に係る家畜人工授精料
- (2) 施行日前の社会保険広島市民病院及び広島市立安佐市民病院(以下「市民病院」という。)の新生児室の使用に係る使用料及び施行日前の分べんに係る分べん料
- (3) 施行日前に請求のあつた広島市児童療育指導センター、保健所(保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例(昭和28年広島市条例第57号)第1条の表に規定する保健所をいう。)広島市立舟入病院、広島市精神衛生指導センター及び市民病院の診断書の交付に係る診断書料

附 則 (昭和63年3月25日条例第15号 抄)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。

(1)から(5)まで 略

- (6) 施行日前に請求のあつた広島市児童療育指導センター、保健所、広島市立舟入病院、広島市精神衛生指導センター、社会保険広島市民病院及び広島市立安佐市民病院における診断書又は証明書の交付に係る手数料

附 則 (平成元年3月30日条例第18号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に請求のあつた診断書又は証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成3年3月20日条例第10号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日条例第13号)

- 1 この条例中第1条の規定は平成5年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して4か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成5年規則第92号で平成5年7月1日から施行)

- 2 第1条の規定の施行の日前に請求のあつた診断書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年3月31日条例第19号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日条例第25号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日条例第23号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に請求のあった広島市児童療育指導センター、広島市立舟入病院及び広島市精神保健福祉センターにおける診断書の作成に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月29日条例第47号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第17号 抄）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日条例第1号 抄）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。
 - (1)から(4)まで 略
 - (5) 施行日前に請求のあった広島市工業技術センター、広島市こども療育センター、保健センター、広島市精神保健福祉センター、広島市衛生研究所及び広島市医師会運営・安芸市民病院における診断書又は証明書の交付に係る手数料

附 則（平成31年3月15日条例第8号 抄）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。
 - (1)から(4)まで 略
 - (5) 施行日前に請求のあった広島市こども療育センター、保健センター、広島市精神保健福祉センター及び広島市医師会運営・安芸市民病院における診断書の作成に係る手数料

広島市精神保健福祉センター管理規則

昭和58年3月30日
規則第34号

改正 平成元年3月30日規則第60号
平成3年11月22日規則第96号
(この条例で題名改正)

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、広島市精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平元規則60・平8規則33・一部改正)

(休所日及び開所時間)

第2条 精神保健福祉センターの休所日及び開所時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休所日又は開所時間を変更することがある。

(1) 休所日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで

(2) 開所時間

午前8時30分から午後5時まで

(平元規則60・平3規則96・平5規則60・平8規則33・一部改正)

(許可の手続)

第3条 広島市精神保健福祉センター条例(昭和58年広島市条例第16号。以下「条例」という。)

第5条の規定による許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

(平元規則60・平5規則63・平8規則33・一部改正)

(特別診断書料)

第4条 条例第7条第2項第2号に掲げる特別診断書料の額は、次の表に掲げる特別診断書の種類に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

区 分	単 位	金 額
死亡診断書 休業用診断書 入学用診断書 会社、官公庁等の所定様式による診断書 その他これらに準ずるもの	1 通につき	円 1,980
自動車損害賠償責任保険に係る診断書 厚生年金、国民年金等に係る所定様式による診断書 その他これらに準ずるもの	1 通につき	4,070

(平5規則93・追加、平9規則65・一部改正、平26規則2・平31規則19・一部改正)

(使用料及び手数料の事後徴収)

第5条 条例第7条第4項の規定により使用料及び手数料を事後において徴収することができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 応急の診療等を要し、当該診療等の際徴収する暇がないと認められるとき。

(2) その他市長において事後に徴収することをやむを得ないと認めるとき。

2 使用料又は手数料を事後において納付しようとする者は、前項第1号に該当する場合を除き、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

(平5規則93・追加)

(使用料及び手数料の減免)

第6条 条例第8条の規定により使用料及び手数料を減免することができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 生活困窮のため、使用料及び手数料の全部又は一部を納付することができないと認められるとき。

(2) その他市長において減免を適当と認めるとき。

2 使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

(平5規則93・追加)

(委任規定)

第7条 この規則に定めるもののほか、精神保健福祉センターの管理及び運営に関し必要な事項は、精神保健福祉センターの所長が定める。

(平5規則93・平8規則33・追加)

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日規則第60号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年11月22日規則第96号)

この規則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日規則第60号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年6月30日規則第93号)

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規則第33号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日第65号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に請求のあった特別診断書の作成に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年2月28日規則第2号 抄)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 次に掲げる使用料及び手数料については、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 施行日前に請求のあった広島市こども療育センター、保健センター、広島市精神保健福祉センター及び広島市衛生研究所における特別診断書又は証明書の作成に係る手数料

附 則（平成31年3月15日規則第19号 抄）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料及び手数料については、なお従前の例による。
 - (1) 略
 - (2) 施行日前に請求のあった保健センター、広島市医師会運営・安芸市民病院及び広島市精神保健福祉センターにおける特別診断書の作成に係る手数料

登録番号	広 H6-2022-451
名 称	精神保健福祉センター所報 令和 3 年度
主 管 課	広島市精神保健福祉センター
所 在 地	〒730-0043 広島市中区富士見町 11 番 27 号 TEL 082-245-7746 FAX 082-245-9674
発行年月	令和 5 年 3 月